

委 託 契 約 書

愛媛県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和7年度愛媛県観光マーケティング機能強化業務（以下「委託業務」という。）を別添「令和7年度愛媛県観光マーケティング機能強化業務仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、仕様書に基づき委託業務の実施に要する費用を委託料として乙に支払うものとする。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和8年3月31日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を円滑に実施するために必要な場合にあつては、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書により、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受託者又は下請負人の名称、委託する、又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項について書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は、甲に対し、委託し、又は請け負わせた第三者の委託業務の履行責任を負うものとする。

（業務計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画の変更)

第8条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に、変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、業務計画書の収支予算の支出の部区分の欄に掲げる経費の20%以内の流用並びに消費税及び地方消費税相当額に係る変更については、この限りでない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払いを委託料精算払請求書（様式第4号）により、甲に対して請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第5号）により、請求するものとする。

3 第1項の規定による前金払の支払期日については、前条の規定を準用する。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成二十二年愛媛県条例第二十四号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

- 3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（契約の変更）

第15条 事故又は天災等により、委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更することができる。

（損害賠償）

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

（関係書類の整備及び保管）

第17条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

- 2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。また、甲から委託業務の内容に関する質疑等があった場合には、誠実に対応しなければならない。

（権利関係）

第18条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号ff）第27条及び第28条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は成果品にかかる著作者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行行使しないものとする。
- 3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙又は第三者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の適正な管理)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。

3 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 前三項の規定は、第6条第2項の規定に基づき、業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者についても適用されるものとする。

(契約外の事項)

第20条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知 事 中 村 時 広

乙